

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【公表番号】特表2015-520675(P2015-520675A)

【公表日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-046

【出願番号】特願2015-514612(P2015-514612)

【国際特許分類】

B 01 D	53/94	(2006.01)
B 01 J	23/85	(2006.01)
B 01 J	35/04	(2006.01)
B 01 J	37/02	(2006.01)
B 01 J	37/08	(2006.01)
F 01 N	3/022	(2006.01)
F 01 N	3/02	(2006.01)
F 01 N	3/08	(2006.01)
F 01 N	3/10	(2006.01)

【F I】

B 01 D	53/36	1 0 2 D
B 01 J	23/85	Z A B A
B 01 J	35/04	3 0 1 E
B 01 J	35/04	3 0 1 L
B 01 J	37/02	3 0 1 D
B 01 J	37/08	
B 01 J	35/04	3 0 1 N
B 01 J	35/04	3 0 1 P
F 01 N	3/02	3 0 1 C
F 01 N	3/02	3 0 1 E
F 01 N	3/08	B
F 01 N	3/10	A

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウォールフロー型フィルターの形である基材と前記基材の上に配されている触媒を含み、

前記触媒は担体とバナジン酸塩成分を含み、該バナジン酸塩成分は次式：



(式中、「A」はアルカリ土類金属であり、「X」はバナジン酸塩に対するアルカリ土類金属のモル比であり；

「T」は遷移金属であり、「Y」はバナジン酸塩に対する遷移金属のモル比であり；

「R」が希土類金属であり、「Z」がバナジン酸塩に対する希土類金属のモル比であり；

そして、

0 X 1 ; 0 Y 1 ; 0 Z 1 ; 及び $X + Y + Z = 1$ である) によって定義される構造を有し;

前記バナジン酸塩成分は前記担体上に担持されている、フィルター。

【請求項 2】

「A」がMg、Ca、Sr、及びBaからなる群から選択される、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 3】

「T」がFe、Bi、Al、Ga、In、Cu、Zn、Mo、Cr、Sb及びMnからなる群から選択される、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 4】

「T」がFeである、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 5】

「R」がErである、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 6】

「Z」がOである、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 7】

前記担体がTiO₂、WO₃及びSiO₂の少なくとも一つからなる群から選択される材料を含む、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 8】

前記基材が入口部と出口部を有し、前記基材が複数の入口チャンネルと複数の出口チャンネルを含む、請求項1に記載のフィルター。

【請求項 9】

前記触媒は前記複数の入口チャンネルの表面上には配されていない、請求項8に記載のフィルター。

【請求項 10】

前記触媒が前記基材の出口部で前記複数の入口チャンネルと前記複数の出口チャンネルに配されている、請求項8に記載のフィルター。

【請求項 11】

前記触媒が膜の形で前記複数の入口チャンネルの表面に配されている、請求項8に記載のフィルター。

【請求項 12】

前記基材の入口部に配された尿素加水分解触媒を更に具備する、請求項8に記載のフィルター。

【請求項 13】

前記基材の出口部に配されたアンモニア酸化触媒を更に具備する、請求項8に記載のフィルター。

【請求項 14】

エンジンからの排気ガスを処理するための排気システムにおいて、

- a . エンジンの下流に配された請求項1に記載のフィルター；
- b . 前記フィルターの上流のアンモニア又は尿素の供給源；及び
- c . エンジンからの排気ガスを前記フィルターに導くための排気ガス導管を具備する、排気システム。